

青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的に平成 9 年 1 1 月に設置した青森市合浦デイサービスセンターについて、指定管理者である一般社団法人慈恵会から事業継続が困難であるとの申出を受け、安定的な事業運営が困難であること及び設備の老朽化等を踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正をするものである。

○青森市合浦デイサービスセンター

住 所：青森市港町 3 丁目 1 1 番 1 号 市営住宅合浦団地 1 階

設置年月日：平成 9 年 1 1 月 1 日

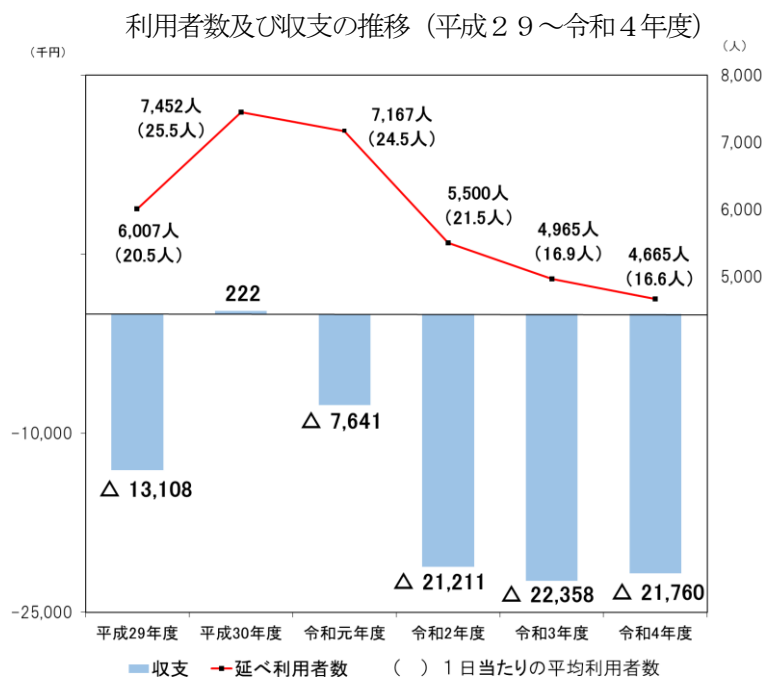
定 員：30 名

指定管理者：一般社団法人慈恵会（理事長：丹野智宙）

指定管理期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

※慈恵会は平成 2 9 年 4 月 1 日から指定管理者となっている。

2 青森市合浦デイサービスセンターの経営状況



- 平成 2 9 年 4 月から指定管理者の指定を受けたものの、平成 2 9 年度、令和元年度と赤字
- 更に新型コロナウイルス感染症により事業所でクラスターが発生した影響等もあり、利用者数は減少

3 廃止理由

- 利用者数の減少等により毎年度赤字が続いていること
 - 設備等の老朽化が著しく、今後の改修に多額の費用を要すること
 - デイサービスについては、事業所数が増えてきており（H 9：5 事業所、R 5：9 1 事業所 4/1 時点）、利用者の選択肢が広がっているため、青森市合浦デイサービスセンターの利用者数はコロナ禍前の水準に戻ることが見込めず、安定的な事業運営が困難であることを踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止する。
- なお、現在の利用者 5 7 名（8 月 1 日時点）については、他の事業所で受入が可能な状況である。

4 スケジュール

- ・ 1 0 月～1 2 月 利用者の新たな受入先の調整
- ・ 1 2 月 2 9 日 合浦デイサービスセンターの廃止

5 改正内容

青森市合浦デイサービスセンターに係る規定を削除する。

6 施行期日

令和 5 年 1 2 月 2 9 日